



積立パーソナル総合傷害保険

全力サポート

重要事項のご説明

平成29年1月



【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・ケガの保険(積立タイプ)に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)にも掲載していますので、必要に応じてご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします(ご契約時にWeb約款を選択したお客さまは、当社ホームページにてご確認ください)。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。なお、保険証券は満期返れい金等を受領される際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者でご連絡・訪問することがあります。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

- ▶保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- ▶タフ・ケガの保険(積立タイプ)は積立型基本特約をセットしたパーソナル総合傷害保険のペットネームです。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I. 契約締結前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み 2
- 2 満期返れい金・契約者配当金 3
- 3 基本となる補償、保険金額の設定等 3
- 4 保険料の決定の仕組みと払込方法等 5

II. 契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務[他の保険契約等の有無](ご契約時にお申し出いただく事項) 5
- 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) 6
- 3 死亡保険金受取人 6

III. 契約締結後におけるご注意事項

- 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 6
- 2 解約と解約返れい金 6
- 3 被保険者からの解約 7

その他、留意していただきたいこと 7

この書面における主な用語についてご説明します。(50音順)

危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、パーソナル総合傷害保険(交通傷害型)普通保険約款等に定められたものをいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日当日から1年間(注)をいいます。(注)最終の保険年度には保険期間の満了する日を含みます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁(法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻)を含みます。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。		

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が発生した場合は

下記にご連絡ください。

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101(無料)

あんしん24受付センター
0120-985-024(無料)

※受付時間 平日9:00~17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※受付時間[365日24時間]
※IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
[ナビダイヤル]
(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

契約概要

この説明書では「**タフ・ケガの保険(積立タイプ)**」を説明しています。

タフ・ケガの保険(積立タイプ)の補償は、2つの基本となる補償(普通傷害または交通傷害)により構成されています。

いずれかの補償をお選びください。また、主な特約は以下のとおりです。なお、この保険では満期返れい金をお支払いします。

(詳細は「**2 満期返れい金・契約者配当金**」をご参照ください。)

[○：保険金をお支払いする場合 ×：保険金をお支払いできない場合]

		基本となる補償	
		普通傷害	交通傷害
急激かつ偶然な外来の事故によるケガ	①交通事故	○	○
	②交通乗用具の火災	○	○
	③改札口を有する乗降場構内の事故	○	○
	④上記以外の事故	○	×

積立型基本特約
(自動セット)

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●後遺障害等級第1~7級限定補償特約 ●実通院日だけの通院保険金支払特約 	<ul style="list-style-type: none"> ●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
費用・賠償に関する補償	<ul style="list-style-type: none"> ●個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用) ●携行品損害補償特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 	

(2) 被保険者の範囲

契約概要

①被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満70才未満の方となります。

②基本となる補償の被保険者の範囲は、以下のとおりです。ご希望の型をお選びください。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注2)
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
配偶者対象外型	○	—	○
家族型	○	○	○

(注1) 本人とは、保険申込書の被保険者(本人)欄に記載の方をいいます。

(注2) 配偶者対象外型では、「本人と同居の親族」または「本人と別居の未婚の子」をいいます。

家族型では、「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

③次の特約においては、上記②の被保険者の範囲にかかわらず、特約ごとに下表の被保険者の範囲となります。

個人賠償責任危険補償特約 (賠償事故解決用)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子 ※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	●本人のみ

2 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

注意喚起情報

タフ・ケガの保険(積立タイプ)では、次の要件を満たす場合に、所定の満期返れい金・契約者配当金を満期日の翌営業日以降にご指定の口座に振り込みます。

満期返れい金	契約者配当金(注1)
<p>● 保険期間の満了かつ保険料全額の払込みの終了</p> <p>お支払いの際に満期返れい金から差し引くもの (次のものを差し引く場合、お受取額は保険証券に記載された満期返れい金の額とは異なります)</p> <ul style="list-style-type: none">● 最終1回分の保険料(月払の場合のみ)● 保険料の振替貸付金の元利合計額(保険料の振替貸付(注2)が適用される場合のみ)● 契約者貸付金の元利合計額(契約者貸付(注3)をご利用の場合のみ)	<p>● 保険期間の満了かつ払い込んでいただいた保険料のうち積立部分の保険料が予定の利回りを超えて運用された場合</p>

(注1) 満期返れい金の額、保険料払込方法、保険期間により異なります。

(注2) 詳細は、[4 保険料の決定の仕組みと払込方法等](#) [\(3\) 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い](#)をご確認ください。

(注3) 契約者貸付とは、保険契約者のお申し出により、当社が保険契約者に金銭を貸し付けることをいいます。[\(別添\)「契約者貸付制度について」](#)参照

※ 被保険者全員につき死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は終了します。この場合、満期返れい金・契約者配当金はありません。

※ 保険契約が失効・解約・解除された場合、契約者配当金はありません。

[勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合で満期返れい金から差し引くものについて](#)

[「満期返れい金・契約者配当金について」](#)参照

3 基本となる補償、保険金額の設定等

契約概要

注意喚起情報

(1) 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は当社規定の範囲内で組み合わせることが可能です。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、補償の対象となる事故の種類は傷害事故の範囲により異なりますので [1 商品の仕組み](#) をご確認ください。詳細は、[普通保険約款・特約](#)をご確認ください。

保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度内の事故によるケガに対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	【普通傷害・交通傷害共通】 ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ● 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など (注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、同一保険年度内の事故によるケガに対して合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	【普通傷害の場合】 ● テストライダー、オートバイ競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の危険な職業に従事中のケガ ● 乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ● ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ など
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、支払限度日数は180日とします。	【交通傷害の場合】 ● 交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物等の積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業をしている間のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ など
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5	
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、保険証券に記載された通院保険金の支払限度日数を限度とします。	

※ 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 主な特約の概要

契約概要

主な特約とその概要を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要となります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

個人賠償責任 危険補償特約 (賠償事故解決用)	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ① 被保険者本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)(注1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故(注2)
携行品損害補償特約	被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(注3)	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上の9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ※ 保険金お支払い時に当社の求めるホールインワン・アルパトロスを証明できるものが必要となります。

(注1) 住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。

(注2) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

(注3) この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。[それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。](#)

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、[いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。](#)

補償内容の差異や保険金額等を確認し、[特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。](#)

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回タフ・ケガの保険(積立タイプ)にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)	自動車保険の個人賠償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルパトロス費用補償特約

(4) 保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

● 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。[なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合計して、1,000万円\(注\)が限度となります。](#)

① 満15才未満の方を被保険者とする場合

② 保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・親族の死亡・後遺障害保険金額は他の保険契約等と合計して1,000万円(注)が限度となります。

(注) 特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

① 保険期間：3年または5年 ※ 保険料の払込方法等により選択できない場合があります。

② 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。

③ 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

4 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、満期返れい金の額等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

契約概要

(2) 保険料の払込方法

① 主な払込方法とその概要は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

契約概要

注意喚起情報

主な払込方法		概要
口座振替(注1)	一時払(注2)	保険料の全額を一括で払い込む方法です。
	分割払(注3)(注4)	年払または月払で払い込む方法です。

(注1) 更改契約の場合、初回保険料を口座振替で払い込むことはできません。キャッシュレスでの払込みをご希望の場合は、満期返れい金から保険料を差し引きます。

(注2) 保険期間により一時払を選択できない場合があります。

(注3) 一時払に比べて保険料が割増となります。

(注4) 当社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合、事故発生日の属する保険年度の未払込分の保険料を請求することがあります。

② 初回保険料(一時払保険料または第1回分割保険料)を口座振替で払い込む場合、振替日は申込み月の翌月または翌々月となります(注1)。振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください(注2)。

(注1) 保険始期(補償の開始)は、原則として初回保険料の振替日の属する月の翌月となります。

(注2) 初回保険料の振替ができなかった場合、再度口座への振替請求はいたしませんので、速やかに初回保険料を代理店・扱者または当社に払い込んでください。始期日以降でも、初回保険料払込前の事故については、保険金をお支払いできません。

③ 第1回分割保険料を現金で払い込む場合および契約内容変更の際は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください(注)。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故については保険金をお支払いできません。

(注) 当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合

「 団体扱・集団扱のご契約について」参照

(3) 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

① 第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。

② 払込猶予期間経過後も払込みがなく、保険契約者からあらかじめ反対のお申し出がない場合、保険料の振替貸付(注1)によりご契約を存続させます。なお、お立替え金額に対しては利息(注2)をいただきます。保険料の振替貸付ができない場合には、払込猶予期間の満了日の翌日からご契約は失効し、保険金をお支払いできません。

(注1) 振替貸付とは、第2回目以降分割保険料が払い込まれない場合に、当社が保険契約者に、その保険料に相当する額を貸し付けることをいいます。(積立部分の解約返れい金の一定額の範囲内で自動的に保険料をお立替えします。)

(注2) 利息は年6%(月払:月0.5%)以内の当社の定める利率で計算します。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務[他の保険契約等の有無](ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(保険申込書上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無

(注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

(1) 契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申し出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「業務品質向上推進部 お客さま相談デスク」あてに、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者ではお申し出を受け付けることはできません)。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 保険金または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡された契約
- 営業または事業のための契約
- 質権が設定された契約(保険料ローンを利用した積立保険等)

(ハガキの記載内容)
表面(宛先)

150-8488
東京都渋谷区恵比寿
1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和
損害保険株式会社
業務品質向上推進部
お客さま相談デスク行

裏面(記載事項)

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ 保険種類
- ⑤ 領収証番号または証券番号
- ⑥ ご契約を取り扱った代理店・扱者名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

(2) クーリングオフのお申し出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

(3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれた場合は、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

3 死亡保険金受取人

注意喚起情報

(1) 被保険者本人の死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

(2) 被保険者本人の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

(3) 被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となり、死亡保険金受取人の変更はできません。

※ 企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1) 払い込んでいただいた保険料のうち、未経過であった期間の保険料および積立部分の解約返れい金をご指定の口座にお支払いします。

(2) 多くの場合、解約返れい金は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

※ 特に経過期間が短い場合には、解約返れい金が払い込んでいただいた保険料を大きく下回る場合がありますのでご注意ください。

(3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合

「 無効、取消し、失効について」参照

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者はその保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき
しおり「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い(平成28年7月現在)

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の満期返れい金、解約返れい金等は以下のとおり補償されます。

①満期返れい金、積立部分に係る解約返れい金等	80%まで補償
②上記以外の保険金、解約返れい金等	90%まで補償 (保険期間が5年を超える場合等で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については90%を下回る場合があります。)

ただし、破綻後に予定利率の変更が行われた場合は、上記①、②の補償割合を下回ることがあります。

3 危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険の適正なお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払いのために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について
個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

5 保険契約者の取引時確認・本人確認について

ご契約時、運転免許証等により、お客様の氏名、生年月日、住所の確認および取引目的、職業等を確認させていただく場合があります(取引時確認)。取引時確認事項に変更があった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。その他、満期返れい金・解約返れい金の受取時などにも取引時確認をさせていただく場合があります。

7

6 税法上の取扱い(平成28年7月現在・今後の税制改正により変更となる場合があります)

●保険契約者が個人の場合、満期返れい金および契約者配当金または解約返れい金は「一時所得」となり、他の所得と合算のうえ、総合課税されます。

●同一の保険契約者に対する1年間(1～12月)の満期返れい金(契約者配当金を含みません)または解約返れい金が100万円を超える場合には、税務署に支払調書が提出されます。

7 積立保険のご契約に関するその他留意事項

①法人が保険契約者となる場合は、自己資金でご契約ください。借入金によるご契約のお引受けはしていません。
②米国税法[FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)]に基づく対応を行うにあたって、当社では保険契約者が「米国における納税義務者等」(注)に該当しないことを自己宣誓していただきます。

(注)米国民・米国に登記された非上場の法人等が該当します。該当する場合、当社所定の規定に基づき引受可否の判断を行います。なお、契約締結後にご事情の変化により「米国における納税義務者等」に該当する場合等において、米国税法で規定される書類等の提出をお願いすることがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

③「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、ご契約時、保険契約者・居住地国の変更時、満期返れい金または解約返れい金の受取時に、お客様の氏名、住所、生年月日および居住地国等を記載した所定の書面のご提出が必要な場合があります。

8 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注)保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

9 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
 - ②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- など

10 継続契約について

(1)保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。

(2)当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

11 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合

しおり「万一、事故が発生した場合のご注意」参照

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

しおり「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

8